

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 養子縁組里親 省令第1条の33第2項第1号に掲げる者であって、<u>法第6条の3第1項</u>の規定により知事が適当と認めたもの</p> <p>(2) 親族里親 省令第1条の33第2項第2号に掲げる者であって、<u>法第6条の3第1項</u>の規定により知事が適当と認めたもの</p> <p>(里親登録の申請)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 養子縁組里親又は親族里親になろうとする者が、<u>省令第36条の42第1項</u>の登録の申請をするときは、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親登録申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第34条の19第1項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを証明する書類</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(決定の通知等)</p> <p>第9条の2 <u>法第34条の18</u>の養育里親名簿は、別に定める様式によらなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(<u>障害児施設給付費</u>の給付の申請等)</p> <p>第14条 省令第25条の7第1項及び第25条の19第1項に規定する申請書は、別に定める様式による<u>障害児施設給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p>第14条の2 省令第25条の7第7項に規定する届出書は、別に定める様式による<u>障害児施設給付費（特定入所障害児食費等</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 養子縁組里親 省令第1条の33第2項第1号に掲げる者であって、<u>法第6条の4第1項</u>の規定により知事が適当と認めたもの</p> <p>(2) 親族里親 省令第1条の33第2項第2号に掲げる者であって、<u>法第6条の4第1項</u>の規定により知事が適当と認めたもの</p> <p>(里親登録の申請)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 養子縁組里親又は親族里親になろうとする者が、<u>養子縁組里親又は親族里親</u>の登録の申請をするときは、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親登録申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第34条の20第1項各号（養子縁組里親又は親族里親になろうとする者の同居人にあつては、同項第1号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(決定の通知等)</p> <p>第9条の2 <u>法第34条の19</u>の養育里親名簿は、別に定める様式によらなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(<u>障害児入所給付費</u>の給付の申請等)</p> <p>第14条 省令第25条の7第1項及び第25条の19第1項に規定する申請書は、別に定める様式による<u>障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p>第14条の2 省令第25条の7第7項に規定する届出書は、別に定める様式による<u>障害児入所給付費（特定入所障害児食費等</u></p>

給付費)利用者負担額減額・免除等変更届出書又は申請内容変更届出書によらなければならない。

(高額障害児施設給付費の給付の申請)

第14条の4 省令第25条の17第1項に規定する申請書は、別に定める様式による高額障害児施設給付費支給申請書によらなければならない。

(指定知的障害児施設等の指定)

第14条の5 法第24条の9第1項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)に規定する申請は、別に定める様式による障害児施設支援指定申請書により行わなければならない。

(変更の届出)

第14条の6 法第24条の13の規定による届出は、別に定める様式による変更届出書により行わなければならない。

(指定知的障害児施設等の指定辞退の届出)

第14条の7 [略]

(費用の徴収)

第23条 [略]

2 前項第1号の規定にかかわらず、法第31条第2項、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項に規定する措置を受けている者で各月初日における年齢が20歳以上のものに係る当該措置に要する費用について、法第56条第2項の規定に基づき当該本人から徴収する費用の額は、別表第3に定める額とする。

附 則

1～3 [略]

給付費)利用者負担額減額・免除等変更届出書又は申請内容変更届出書によらなければならない。

(高額障害児入所給付費の給付の申請)

第14条の4 省令第25条の17第1項に規定する申請書は、別に定める様式による高額障害児入所給付費支給申請書によらなければならない。

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定)

第14条の5 法第21条の5の15第1項(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)及び法第24条の9第1項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)に規定する申請は、別に定める様式による指定障害児通所支援事業者(指定障害児入所施設)指定申請書(新規・更新)により行わなければならない。

(変更等の届出)

第14条の6 法第21条の5の19及び法第24条の13の規定による届出は、別に定める様式による変更届出書又は廃止・休止・再開届出書により行わなければならない。

(業務管理体制の整備又は区分の変更の届出)

第14条の7 法第21条の5の25第2項及び第4項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)並びに法第24条の38第2項及び第4項の規定による届出は、別に定める様式による業務管理体制整備(区分変更)届出書により行わなければならない。

(業務管理体制の届出事項の変更の届出)

第14条の8 法第21条の5の25第3項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び法第24条の38第3項の規定による届出は、別に定める様式による業務管理体制変更届出書により行わなければならない。

(指定障害児入所施設の指定辞退の届出)

第14条の9 [略]

(費用の徴収)

第23条 [略]

附 則

1～3 [略]

(経過措置)

4 法第31条第2項、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項に規定する措置を受けている者で各月初日における年齢が20歳以上のもの（以下「特例入所者」という。）に係る費用を当該特例入所者の扶養義務者（各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分がD₁₄の階層に属するものを除く。）から徴収する場合における2項負担金は、別表第1の規定にかかわらず、当分の間、同表に定める額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

5 当分の間、別表第3の規定による特例入所者からの2項負担金の額が、次の各号に掲げる特例入所者の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、同表の規定にかかわらず、当該各号に定める額を当該特例入所者からの2項負担金の額とする。

(1) 法第31条第2項又は第63条の3第1項に規定する措置を受けている者 90,000円

(2) 法第63条の2第1項又は第2項に規定する措置を受けている者 50,000円

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。